

## 製品安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名:	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP、VU) : 切削屑
化学物質等の名称:	ポリ塩化ビニルを主成分とする混合物
会社名:	積水化学工業株式会社
住所:	〒105-8566 東京都港区虎ノ門2-10-4(オークラプレステージタワー)
担当部門:	環境・ライフラインカンパニー 技術・CS部 生産基盤グループ
電話番号:	03-6748-6497
FAX番号:	03-6748-6553
推奨用途及び使用上の制限:	一般流体輸送配管用

## 2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性:	可燃性固体	区分外
	自然発火性固体	区分外
	水反応可燃性化学品	区分外
健康に対する有害性:	分類できない	
環境に対する有害性:	分類できない	
GHSラベル要素シンボル:	分類できない	
注意喚起語:	分類できない	
危険有害性情報:	情報なし	
注意書き(切削屑):	切削屑、粉じんなどを吸引しないこと 指定された個人用保護具を使用すること 取扱い後はよく手を洗うこと 粉じん等がある場合、飲食または喫煙をしないこと 環境への放出を避けること	
緊急措置:	吸引した場合、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 暴露またはその懸念がある場合、医師の手当て、診断を受けること。 気分が悪い時には医師の手当て、診断を受けること	
保管:	切削屑の漏えいがないように対策を講じ、保管すること。	
廃棄:	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること	

## 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別:	混合物	
成分:		含有量
	ポリ塩化ビニル	92~95 %
	鉛化合物	1.0~2.0 %
	その他	4~7 %

#### 4. 応急措置

吸引した場合(切削屑):	・被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合(切削屑):	・必要に応じ、医師の手当、診断を行うこと ・皮膚を速やかに洗浄すること
目に入った場合(切削屑):	・必要に応じ、医師の手当、診断を行うこと ・水で数分間注意深く洗うこと
飲み込んだ場合(切削屑):	・必要に応じ、医師の手当、診断を行うこと ・口をすすぐこと ・必要に応じ、医師の手当、診断を行うこと

#### 5. 火災時の措置

消火剤:	・小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素、散水 ・大火災: 散水、水噴霧、通常の泡消火剤
特有の危険有害性:	火災によっては刺激性、毒性または腐食性のガスを発生するおそれがある
特有の消火方法:	・危険でなければ火災区域から容器を移動する ・大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。 これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく
消火を行う者の保護:	消火作業の際には、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項:	塩ビパイプ切断により粉じんが発生する場合、作業者は適切な保護具(8. 暴露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸引を避ける。
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。環境中に排出してはならない。
回収	塩ビパイプ切断により粉じんが発生する場合、掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する
二次災害の防止:	塩ビパイプ切断により粉じんが発生する場合、床面に残ると滑る危険性があるため、こまめに処理する。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い(切削屑)	
技術的対策:	・『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気・ 全体換気:	・『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱い: 注意事項:	・吸引または飲み込まないこと(切削屑) ・空気中の濃度を暴露限界以下に保つために排気用の換気を行うこと。(パイプ切断により粉じんが発生する場合) ・取扱後は良く手を洗うこと ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ・環境への放出を避けること(切断による粉じん発生時)。
接触回避:	『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管(切削屑)

技術的対策: 火気を避けること。  
保管条件: 特に技術的対策は必要としない。

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度

	管理濃度	許容濃度(暴露限界、生物学的暴露指標)	
		日本産衛学会(2010年版)	ACGIH(2010年版)
鉛化合物	0.05mg/m <sup>3</sup> (Pbとして)	0.1mg/m <sup>3</sup> (Pbとして)	未設定

設備対策: ・本製品を貯蔵ないし取り扱う作業には洗眼器と安全シャワーを設置すること。(切断により粉じんが発生する場合)  
・取扱については全体換気装置を設置した場所で行う。(切断により粉じんが発生する場合)  
・高熱取扱で工程で粉じんが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具 呼吸器の保護具: ・必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。  
・換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。  
(切断により粉じんが発生する場合)  
手の保護具: 必要に応じて、個人用保護手袋を使用すること。  
眼の保護: 必要に応じて個人用の眼の保護具を使用すること。  
皮膚並びに身体の保護: 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。  
衛生対策: 取扱い後はよく手を洗うこと

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的性質:	固体
	形状:	塩ビパイプ成形品(切断時に切削屑、粉じんが発生する)
	色:	灰色、他
臭い		無臭
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		適用されない
引火点		391°C
燃焼性または爆発限界		データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度(空気=1)		データなし
比重(密度)		1.43g/cm <sup>3</sup>
溶解度		データなし
n-オクタノール/水分配係		データなし
自然発火温度		454°C
臭いの閾値		データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)		データなし
燃焼性(固体、ガス)		データなし
粘度		データなし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常条件では安定である
危険有害反応可能性	知見なし
避けるべき条件	知見なし
混色危険物質	知見なし
危険有害な分解生成物	燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素、酸化鉛等が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性 経口:	データ不足のため分類できない
経皮:	データ不足のため分類できない
吸入	データ不足のため分類できない
皮膚腐食性・刺激性	データ不足のため分類できない
眼に対する重篤な損傷・刺激性	データ不足のため分類できない
呼吸器感受性	データがなく分類できない
皮膚感受性	データ不足のため分類できない
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない
発ガン性	データ不足のため分類できない
生殖毒性	データ不足のため分類できない
特定標的臓器毒性(単回暴露)	データ不足のため分類できない
特定標的臓器毒性(反復暴露)	データ不足のため分類できない
吸引性呼吸器有害性	データがなく分類できない

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	データ不足のため分類できない
水生環境慢性有害性	データ不足のため分類できない

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</li><li>・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処分を行う。</li><li>・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。</li></ul>
汚染容器及び包装(切削屑)	非該当

## 14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	非危険物
	航空規制情報	非危険物
国内規制	陸上規制	非該当
	海上規制情報	非危険物
	航空規制情報	非危険物

特別の安全対策(切削屑)	<ul style="list-style-type: none"><li>・火気を避ける。</li><li>・容器(切削屑用)の破損等による切削屑の飛散を避ける。</li></ul>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"><li>・名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)</li><li>・名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条1、施行令第18条)(鉛化合物)</li><li>・鉛化合物(施行令別表第4・鉛中毒予防規則第1条第4号・昭和47労働省告示91号)</li></ul>
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条)(旧物質名称 鉛及びその化合物)
水質汚濁法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)(鉛及びその化合物)
大気汚染防止法	有害物質(法第2条第1項3、施行令第1条)(鉛及びその化合物)
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)(鉛及びその化合物)
廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4) (鉛及びその化合物を含有する特定有害産業廃棄物)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)(鉛及びその化合物)

## 16. その他情報

参考文献	NITE GHS 分類公表データ 製品MSDS
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・硬質塩化ビニル管は、成形品であるためGHS分類に該当しません が、取扱いの中で切断等により発生する微粉じんを想定し、GHS分類 を行いました。</li><li>・この情報は、新しい知見及び試験等により改正されることがあります。</li><li>・記載内容は一般に入手可能な情報及び自社情報に基づき作成して おりますが、現時点における化学または技術に関するすべての情報 が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすもの ではありません。</li><li>・注意事項は、通常の実用を前提としたものであり、特殊な取扱いを する場合には、その用途・用法に適した安全対策を実施したうえ、ご使 用下さい。</li></ul>